

置賜広域行政事務組合告示第11号

本組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の休業日及び開業時間の一部を変更したので、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第4号）第4条に基づいて、次のとおり告示する。

令和8年3月25日

置賜広域行政事務組合
理事長米沢市長 近藤 洋介

1 施設の名称

置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）

2 施設の開業時間

| 区分 | | 開業時間 | |
|------|------------------------|--|--|
| | | 変更前 | 変更後 |
| 屋内施設 | (略) | (略) | (略) |
| 屋外施設 | 屋外施設（パークゴルフ場に限る。以下同じ。） | 4月から10月まで (略) 11月 (略) 12月 (略) | 4月から10月まで (略) 11月 (略) 12月 (略) <u>3月26日から3月31日まで</u> <u>午前8時30分から午後4時30分まで</u> |